

遺言書を遺してくれていてよかった!!

遺言書を作成しておきましょう。

このキャッチフレーズは何度も目にしている事と思います。「相続が争族にならないために」遺言書は必要ですが、別な側面からも遺言書が威力を発揮する場面があります。今月は、実際に相続税申告をお手伝いさせていただいて、「遺言書があって本当に良かった」、あるいは「遺言書があったらなあ」と痛感させられたお話をさせていただきたいと思います。

**最近の相続で増えている事案**

相続税の申告を手掛けるようになって35年ほど経ちますが、以前は配偶者とお子さんが2~3人、あるいは配偶者は既に亡くられていてお子さんが2~3人という相続人構成の相続がほとんどでした。ところが少子高齢化の影響でしょうか、数年前からお子さんがいらっしゃらないで、亡くなった方の兄弟姉妹が法定相続人となるケースが増えています。お子さんがおらず、親も既に亡くなっている場合に兄弟姉妹が法定相続人となります。

私が所属しています逗子事務所でも、年に1~2件は必ずそのような相続事案に遭遇します。ちょっと前までは珍しい事案だったのですが、最近では当たり前の事案になっています。

**遺留分について**

遺留分とは法定相続人の権利を保障するもので、その身分によって最低限の相続分を定めたものです。法定相続人間で分割協議によって遺産を分割する場合には当人が納得すればどのような分割割合でも問題ないのですが、遺言の場合は誰かの遺留分を侵害していると「遺留分だけはよこせ」と請求されるケースがあるのです。つまり、次男は気に入らないから次男には一銭も財産を渡さないと遺言しても、次男から遺留分侵害額請求なるものを起こされる可能性があるのです。

遺留分は法定相続人なら誰にでも認められているものではなく、兄弟姉妹だけには遺留分がありません。つまり、兄弟姉妹が相続人となるケースなら、配偶者に全て相続させる、配偶者がいない場合は特定の兄弟姉妹に相続させる、亡くなった兄弟姉妹の子供に相続させるといった遺言書でも遺留分侵害額請求の恐れはありません。形式的に有効な遺言書であれば、原則として遺言書通りに執行されます。

**兄弟仲がいいから争いなんかしないよ**

遺言書がないと遺産分割協議といった手続きによって遺産を分割することになります。争いもなく希望通りの遺産分割の協議が出来たとしても「遺産分割協議書」の作成をしなければなりません。協議書には法定相続人全員に実印を押印してもらい、印鑑証明書の添付をしてもらわなければ不動産登記も相続税申告も出来ません。預金の解約などにも必要です。

兄弟姉妹が1人、2人ならまだよいのですが、5人、6人

として、既に亡くなった人がいてその甥や姪が法定相続人になるなんて事態になると、その数は鼠算のごとく増えていきます。一番多いケースで20数人という相続もありました。全員に実印を押印してもらうという作業は並大抵のことではなく、海外に居住している人がいれば更に複雑になります。また、誰か一人でも異議を唱える人がいたら先には進めません。

戸籍関係だけは揃えなければなりませんが、遺言書があれば遺言書と戸籍関係の書類だけでほぼ全ての手続きが可能です。これが、遺言書が必要なもう一つの理由です。

ご自分がこのケースに当て嵌まる方、親族などお知り合いに該当する方がいる方、ぜひ真剣に遺言書を考えてください。残された人に対する最大のプレゼントになります。

(文責：大澤慎一)

